

令和8年度

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する応募要領

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する実施要領（平成28年4月12日付け28農振第12号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集します。

第1 応募期間

1 応募期間

令和8年1月20日（火曜日）から令和8年6月17日（水曜日）まで

2 応募締切

令和8年6月17日（水曜日）17:00 必着

第2 申請書類の提出

1 申請書類

以下の書類一式（以下「申請書類」という。）について提出してください。

（1）世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定について（実施要領別紙様式第1号）

（2）世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定申請書（実施要領別紙様式第1号別添1）

ア 申請書作成に係る留意事項（別紙1）を参照の上、作成してください。

イ 申請書内の写真については、広報活動のため農林水産省HP等で活用する場合がありますので、御了承いただきますようお願いします。

（3）世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する申請書概要（実施要領別紙様式第1号別添2）

ア 世界農業遺産の認定を既に受けている地域であって日本農業遺産の認定を受けていない地域が日本農業遺産の認定を申請する場合、世界農業遺産の申請内容との違いを第3に簡潔に記載してください。

イ 日本農業遺産の認定を既に受けている地域であって、世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けていない地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合、日本農業遺産に係る申請内容との違いを第3に簡潔に記載してください。

（4）世界農業遺産・日本農業遺産保全計画（実施要領別紙様式第2号）

ア 計画期間は令和9年4月～令和14年3月の5年間としてください。

イ ただし、既に世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産の認定申

請を行う場合は、現行の世界農業遺産保全計画の期間を変えずに、日本農業遺産の認定基準に合わせた活動内容を加味して世界農業遺産・日本農業遺産保全計画を作成してください。

ウ 既に日本農業遺産の認定を受けている地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合は、現行の日本農業遺産保全計画を踏まえた新たな5年間の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画を作成してください。

- (5) 世界農業遺産・日本農業遺産保全計画取組一覧（実施要領別紙様式第2号別添）
(6) 都道府県の意見書（任意様式）

世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に関する申請に対して、申請する農林水産業システムが所在する都道府県の賛同の意を表明する意見書を添付してください。

- (7) 学術機関等の意見書（任意様式）

ア (2) の申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示す、学術機関等からの意見書を添付してください。

イ 意見書は必要に応じて複数添付して構いません。ただし、認定基準（実施要領別紙）第1の2の(3)に関する意見書は必ず添付してください。

- (8) 申請者の概要（任意様式）

組織規程及び構成員名簿（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を添付してください。

- (9) 広報用写真

申請時や審査結果を公表する際等に利用します。なお、写真的比率は縦横3:2、1枚までとします。

2 提出方法

- (1) 提出形式

ア 1の申請書類の電子媒体を、電子メール又はCD-R（1部）の送付のいずれかの方法により提出してください。紙媒体の提出は不要とします。

イ 1(1)～(8)の書類は全てPDF形式で添付してください。ただし、1(3)はエクセル形式のファイルも添付してください。

ウ 1(9)はJPEG形式で添付してください。

エ 電子メールで提出する場合は、必ず提出先に電話で御連絡いただき、データが届いていることを確認してください。

エ CD-Rで提出する場合はウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名及びバージョン、パターンファイルのバージョン、チェック年月日）、提出日、タイトル及び団体名をCD-R本体に記載してください。

- (2) 提出先

申請書類の提出先は、申請者が所在する区域を管轄する地方農政局等（北海道に

あっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。) の農業遺産担当課(別紙2)へ第1の応募期間内に提出してください。なお、申請地域が管区をまたぐ場合は、申請する団体の事務局が所在する区域を管轄する地方農政局等に提出してください。

CD-Rで提出する場合は原則として郵送又は宅配便とし、やむを得ない場合には持参も可とします。

(3) その他

提出いただいた書類等は返却しませんので御了承ください。

第3 評価基準

実施要領第2の5に従い評価を行います。

第4 説明会の開催

申請を希望する地域を対象に、公募に係る説明会を以下のとおりオンライン(Teams)にて開催します。

出席を希望する方は令和8年2月9日(月曜日)までに農林水産省HPから出席者登録を行ってください。出席者登録を行った方へ前日までに会議URLを送付します。

また、希望者には令和8年2月12日(木曜日)14:00~15:00に接続テストを実施します。

なお、当該説明会への出席の有無に関わらず、応募することができます。

説明会日時：令和8年2月13日(金曜日)14:00~16:00

開催方法：オンライン開催

第5 審査の手順

1 一次審査(書類審査)

第2の1の申請書類を別紙2の地方農政局等を通じて世界農業遺産等専門家会議事務局(農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課。以下「事務局」という。)で受理した後、世界農業遺産等専門家会議による書類審査を行います。審査結果は事務局より申請者へ通知します。(令和8年8月頃を予定)

2 現地調査

1により、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産の認定がなされる可能性が高いと判断された地域に対し、世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査を実施します。なお、現地調査は、ヒアリング及び現地確認により実施します。(令和8年9月頃から11月頃までを予定)

3 二次審査

世界農業遺産等専門家会議は、申請者からのプレゼンテーション並びに1及び2

の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定の妥当性を評価します。（令和8年12月頃を予定）

4 承認・認定地域の決定

農林水産大臣は、3の結果を踏まえ、世界農業遺産への認定申請に係る承認を行う地域及び日本農業遺産に認定する地域を決定します。（令和9年1月頃を予定）

5 結果の通知及び認定証の交付

4の結果については、文書で通知します。また、日本農業遺産に認定する地域には、認定証を交付します。

※審査の時期については、諸般の事情により変更することがあります。

第6 世界農業遺産への認定申請

第5の審査を経て、世界農業遺産への認定申請に係る承認を付与された地域については、国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）への申請を行うことになります。世界農業遺産への申請を行うに当たり、世界農業遺産等専門家会議を開催し、必要な助言及び指導を行います。当該地域は、同会議からの指摘に対応の上、FAOが指定する様式により英文で申請書一式を作成してください。なお、世界農業遺産の認定基準やガイドラインが変更された場合、これに合わせて申請書を修正する必要があります。

英文の申請書作成の際には、海外の審査委員にもわかりやすい表記を心がけ、我が国固有の言い回しには注釈を付ける等の対応が必要となります。また、必ずネイティブチェックを受けてください。ネイティブチェック後は、特に技術的・行政的用語の直訳的誤訳を防ぐ観点から、当該地域の農林水産業に通じた日本語を母国語とする英語話者が、和文、英文両版の最終比較照査・修正を行った上で提出してください。英文のチェックや編集等の作業は事務局では行いかねますので、あらかじめ御承知おきください。

第7 その他応募に当たっての留意事項

- 1 審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんので御了承ください。
- 2 申請を受け付けた地域及び一次審査を通過した地域は、地域名及び農林水産業システムの名称を農林水産省HPに掲載します。
- 3 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を決定した地域については、プレスリリースを行うとともに、地域名、農林水産業システムの名称及び申請の概要を農林水産省HPに掲載します。なお、日本農業遺産に認定された地域については、第2の1（2）、（4）及び（5）について、農林水産省HPに掲載します。

- 4 申請に係る書類について、後日、事務局から追加書類の提出を求めることがあり、内容等の問合せを行う場合があります。
- 5 審査に公正を期すため、応募開始から承認・認定地域の決定までの期間、世界農業遺産等専門家会議委員は申請を希望する地域又は申請を行った地域への助言等の関与が制限されます。
- 6 認定に当たり申請書類に虚偽又は認定地域としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、認定申請の承認又は認定の取消しを行う場合があります。

第8 問合せ先

本手続、その他世界農業遺産及び日本農業遺産に関する御質問等については、申請者が所在する区域を管轄する地方農政局等又は農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課までお問合せください。